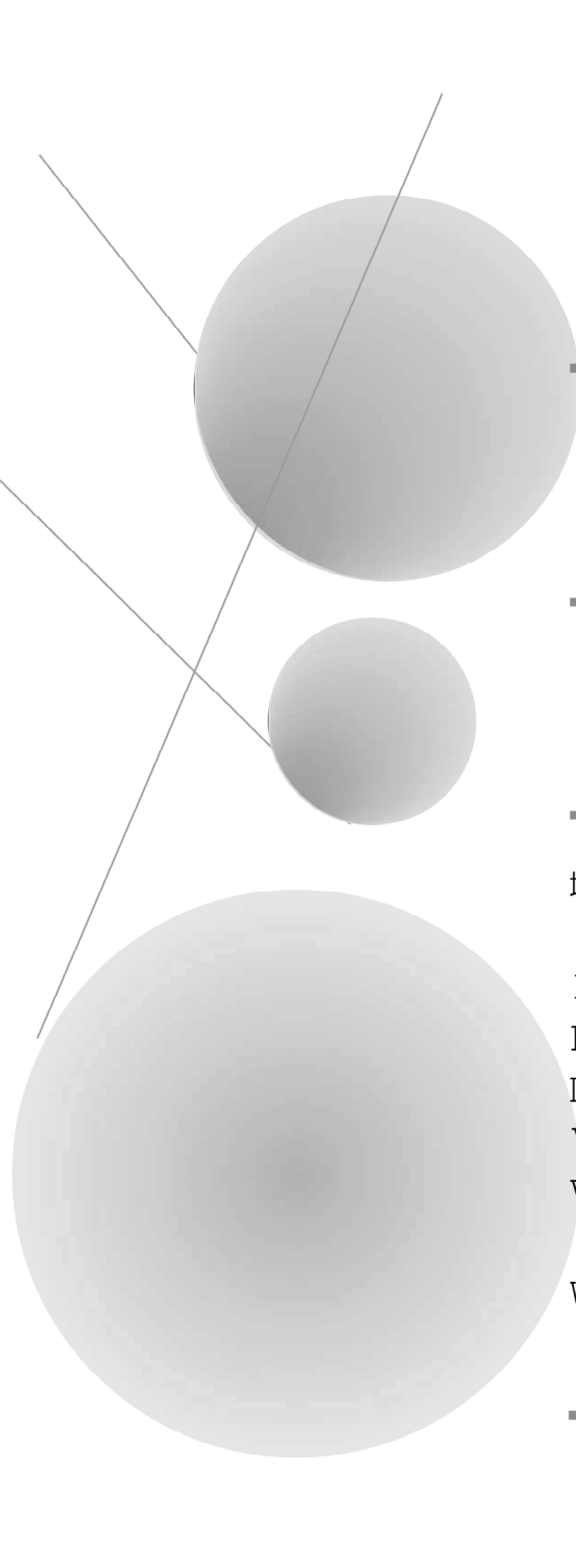


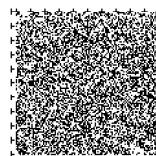


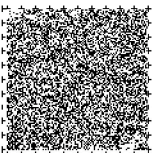
第1章

計画策定の趣旨

地域福祉とは

- I 計画策定の背景
 - II 社会保障制度改革
 - III 地域福祉計画の位置づけ
 - IV 要配慮者支援方策
 - V 生活困窮者自立支援法
 - VI 障がいを理由とする差別
の解消の推進
 - VII 地域福祉計画の期間
-

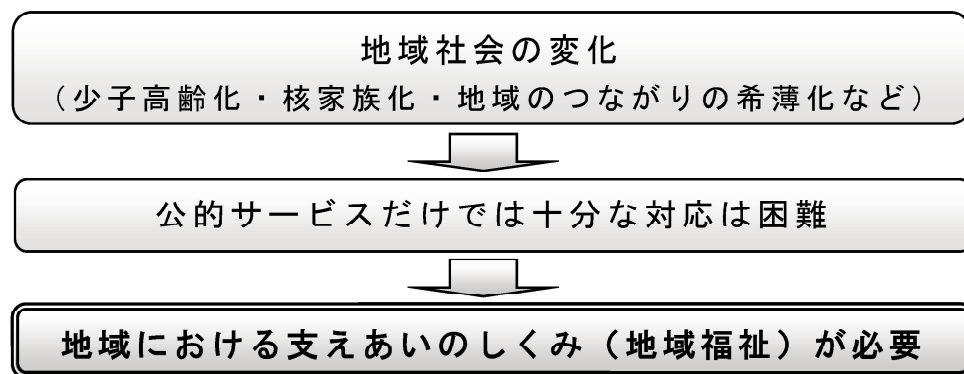




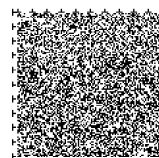
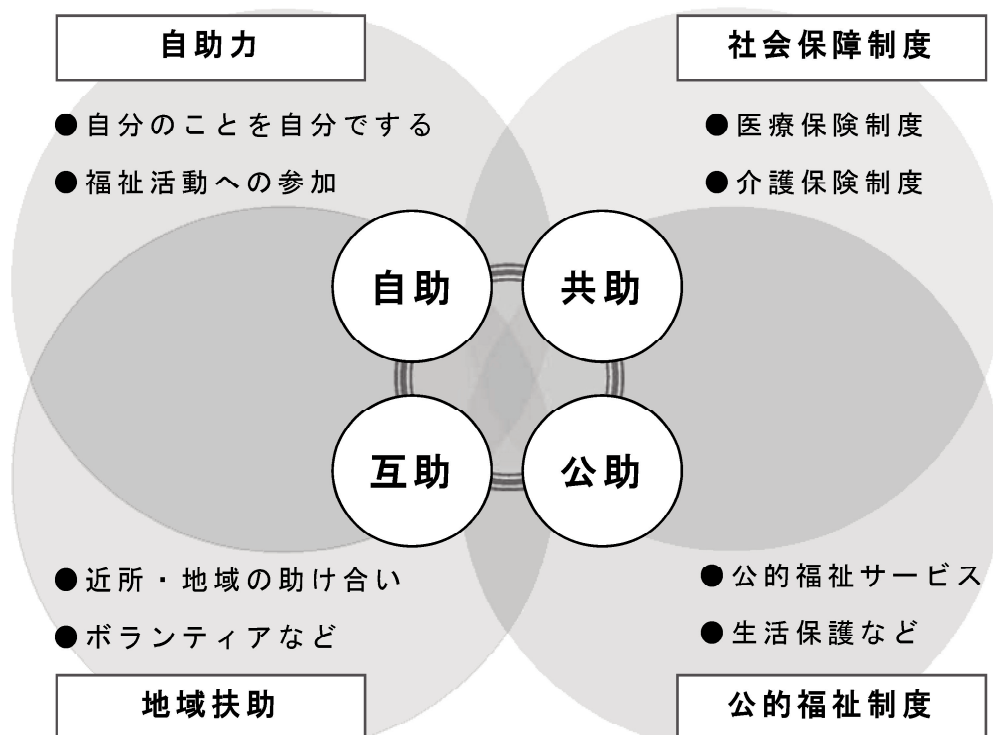
地域福祉とは

地域福祉とは、制度による公的なサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら、共に支えあい、生きがいと思いやりのある地域社会を実現しようとするものです。

誰もが住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていけるような地域づくりは、行政の取組はもとより、市民一人ひとりの積極的な福祉活動への参加や住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助）、介護保険などの制度（共助）、公的なサービス（公助）の連携によって市民主体の地域福祉活動を展開し、取り組むことが必要となります。



<自助・互助・共助・公助の連携>



I 計画策定の背景

急速な少子高齢化や核家族化の影響等により、家庭の相互扶助の力が弱くなってきたほか、地域住民の相互のつながりも希薄化しつつあります。

さらに一方で、経済不況などの影響もあり、仕事、子育て、介護に深刻な悩みやストレスを持つ人々が増え、虐待、孤立死、ひきこもりや自殺などの問題が生じています。そのため、こういった市民に対する支援及び地域福祉活動に関するニーズはますます多様なものになり、孤独感の解消、相談、情報提供、社会参加支援など、きめ細かなサービスが求められています。

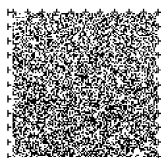
このような背景から、国では将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応し、個人が尊厳をもって家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができるよう支援を行うことを目的に、社会福祉制度の改革が行われてきました。

平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正され、社会福祉法として施行されたことによって、社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、地域住民、社会福祉事業者など地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが示されました。

社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



Ⅱ 社会保障制度改革

近年、少子高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが活力ある社会を実現するためにも重要であることが見直され、平成24年8月22日（法律第64号）「社会保障制度改革推進法」では、個々人が自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みやサービスの選択肢を増やし、個人が選択することができる仕組みを入れるなど、高齢者も若者も年齢等にかかわらず働くことができ、健康に持てる力を最大限に発揮して生きることができるような環境の整備に努めることが示されました。

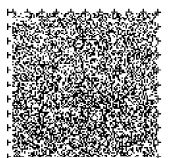
また、この「社会保障制度改革推進法」の基本的な考え方の中で、住民相互の助け合いの重要性を認識し、これらの取組の推進を図ることが明示されました。（第2条第一項）

「社会保障制度改革推進法」一部抜粋

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。



Ⅲ 地域福祉計画の位置づけ

(1) 法の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられており、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

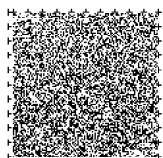
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の見直しの必要性

平成19年8月10日の「市町村地域福祉計画の策定について」（厚生労働省社会・援護局長通知）において、災害時等にも対応するよう援護者（配慮者）支援方策として、口頃からの要援護者（要配慮者）情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、情報の把握・共有及び安否確認方法等を地域福祉計画に盛り込む旨が示されました。

- 1 要援護者（要配慮者）の把握に関する事項（把握方法）
- 2 要援護者（要配慮者）の情報共有に関する事項
 - （①関係機関間の情報の共有方法 ②情報の更新）
- 3 要援護者（要配慮者）の支援に関する事項
 - （①日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - ②緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり）



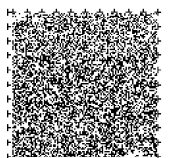
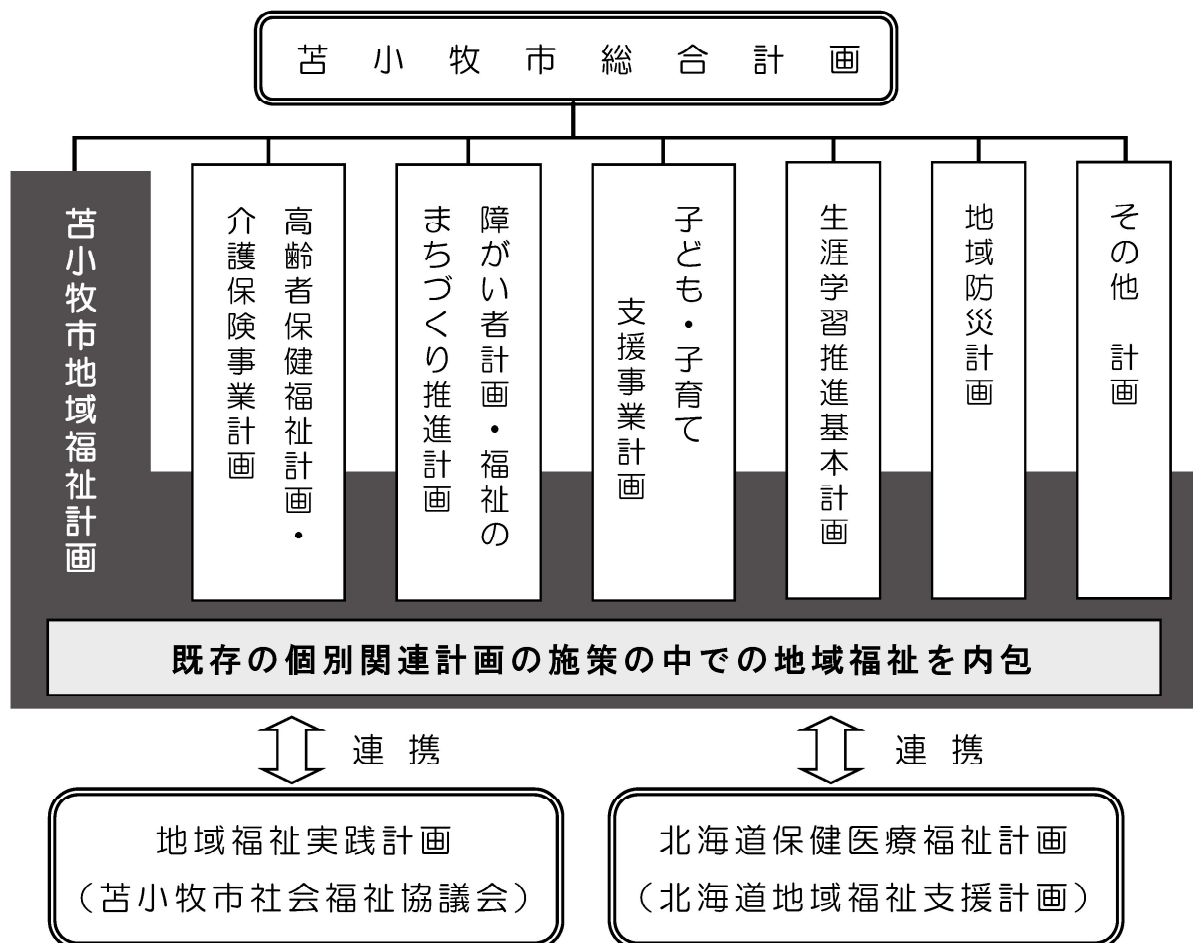
平成26年3月27日の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」（厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援方策の位置づけとともに地域福祉施策との連携に関する事項を明記する旨が示されました。

- 1 生活困窮者を把握するために必要な情報（生活保護に関する情報等）
- 2 生活困窮者の自立支援に関する事項

（３）他の計画との関係

本計画は、保健福祉分野の個別計画（「苫小牧市高齢者保健福祉計画-〔第6期〕介護保険事業計画」「〔第3期〕障がい者計画-〔第2期〕福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」）や関連計画に共通する地域福祉に関する部分を相互に関連付け、それに必要な事項を加えた計画です。

<計画の体系>



(4) 苫小牧市社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係

苫小牧市社会福祉協議会「地域福祉実践計画」は、社会福祉協議会が町内会や民生委員・児童委員、老人クラブといった関係機関やボランティア、市民活動団体と連携し、協働しながら地域福祉を実践していくための計画です。

苫小牧市社会福祉協議会では、地域福祉の推進役として、安心して暮らせる地域づくりを進めることを目標に、本市の地域福祉計画策定に合わせてその役割を明確化し、理念の実現に向けた施策を盛り込むなど相互に連携を図ります。

市と社会福祉協議会は両輪として
相互に連携しながら地域福祉を促進

